

神奈川県個人情報保護条例を廃止する条例

令和4年12月23日
神奈川県条例第88号

神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による廃止前の神奈川県個人情報保護条例（平成2年神奈川県条例第6号。以下「旧条例」という。）第2条第3号に規定する職員等（県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員に限る。以下この項及び附則第8項第1号において「旧地方独立行政法人職員等」という。）である者又はこの条例の施行前において旧地方独立行政法人職員等であった者に係る旧条例第12条第1項の規定による職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づく労働者派遣（同法第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。）の役務を提供するために旧条例第2条第2号に規定する実施機関（県が設立した地方独立行政法人に限る。以下「旧実施機関」という。）に派遣されている者（以下この項及び附則第8項第2号において「旧地方独立行政法人派遣労働者」という。）又はこの条例の施行前において旧地方独立行政法人派遣労働者であった者に係る旧条例第12条第2項の規定によるその役務の提供に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行の際現に旧実施機関に係る旧条例第11条第2項に規定する受託に係る業務に従事している者（以下この項及び附則第8項第3号において「旧地方独立行政法人受託業務従事者」という。）又はこの条例の施行前において旧地方独立行政法人受託業務従事者であった者に係る旧条例第15条の規定によるその業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の日前に旧条例第18条、第27条又は第34条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に旧条例第40条第1項に規定する神奈川県個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者又はこの条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第42条第4項の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第6条に規定する神奈川県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の委員である者又はこの条例の施行前において審議会の委員であった者に係る旧条例第51条の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。
- 8 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する行政文書（旧条例第2条第6号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものに限る。）（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
 - (1) この条例の施行の際現に旧地方独立行政法人職員等である者又はこの条例の施行前

において旧地方独立行政法人職員等であった者

(2) この条例の施行の際現に旧地方独立行政法人派遣労働者である者又はこの条例の施行前において旧地方独立行政法人派遣労働者であった者

(3) この条例の施行の際現に旧地方独立行政法人受託業務従事者である者又はこの条例の施行前において旧地方独立行政法人受託業務従事者であった者

9 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をもこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

10 前2項の規定は、神奈川県以外の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

11 附則第6項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

12 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。